第696号 令和2年2月28日

第JWRC 水道ホットニュース

(公財)水道技術研究センター

〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K. I. S 飯田橋ビル 7F

TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265

E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL http://www.jwrc-net.or.jp

EU 飲料水指令の改正の動向 (EU 加盟国の大使が政治的合意に到達)

はじめに

本年2月10日付けでフィンランド政府が英語版で記者発表した情報によれば、「EU 加盟国の大使は本日(2月5日)、新しい飲料水指令の内容に関して政治的合意に達した。新しい飲料水指令は、飲料水の高品質を保証し、水のアクセシビリティを高め、水管理に関する情報の伝達を増やし、EU 全体の水道事業者のエネルギー効率を改善することを目的としている」とのことです。

本稿では、この記者発表で述べられている新しい飲料水指令の概要を紹介することとします。原文の出典は次のとおりです。

(出典) EU's new Drinking Water Directive improves the safety of water intended for human consumption

Ministry of Agriculture and Forestry, Ministry of Social Affairs and Health, Ministry of the Environment 5.2.2020 13.25 | Published in English on 10.2.2020 at 15.58 PRESS RELEASE 18/2020

https://valtioneuvosto.fi/en/article/-/asset_publisher/1271139/eu-n-uusi-juomavesidirektiivi-parantaa-talousveden-turvallisuutta

1. リスク評価により断水に対する準備態勢が改善される

EU全体の飲料水の水質監視は、将来的に、水生産チェーンのすべての部分における体系的なリスク評価とリスク管理に基づいて行われることになる。新しい飲料水指令は、水道水の取水、処理、供給に伴うリスクに加えて、地表水および地下水の保護について関係者がより良い形で協力していくことを求めている。

以前の飲料水指令では、蛇口地点での水道水質だけを規制の対象としていたが、このことは、水質に関連する断水を未然に防ぐには不十分であった。

2. レジオネラのモニタリングが強化される

飲料水指令が検査対象としている水道水中の化合物のリストは、世界保健機関(WHO)による勧告事項及び最新の科学的知見に準拠するよう更新されてきた。新しい飲料水指令では、健康促進のために、内分泌かく乱化合物とレジオネラ菌のモニタリングが強化される。

レジオネラ菌によって引き起こされる病気であるレジオネラ症は、重度の気道感染症を引き起こす 可能性がある。レジオネラ菌は、飲料水の温度が高すぎる場合又は家庭で使用している温水の温度が 低すぎる場合、建物の家庭用配水ネットワークで増殖する可能性がある。フィンランドにおいてレジオネラ症は、病院でそう診断される人の数よりも明らかに実際の感染者数が多い病気であると考えられている。

3. 有害物質を水中に放出する建築資材の使用は、EU レベルで規制される

新しい飲料水指令では、EU 内で人が消費することを目的とした水 (*) と接触する建築資材に対して、健康に関する最低限の共通要件を設けるための手順を定めている。その意図は、建築製品の製造過程において使用が許可される物質と資材のリストを作成することにある。これに関連して、ヘルシンキにある欧州化学物質庁(ECHA)に、健康に基づく物質と資材のリストを編集し、定期的に評価する役割が与えられる。

新しい手順の策定は、資材等に関する要件を EU 内で一致させることで、EU 内部の市場機能を促進することをその目的としている。

*訳注:1998年11月3日付けの飲料水指令では、「人が消費することを目的とした水」(water intended for human consumption) について、次の(a)(b)ふたつを指すものであると定義している。

- (a) 飲料、調理またはその他家庭での使用を目的とした、元の状態のままか又は処理済みのすべての水。このとき、この水の供給源の別は問わず、またそれが配水管網、給水タンカー、ペットボトル、あるいはコンテナに由来する水であるかどうかも問わない。
- (b) 人による消費を目的とした製品または物質を製造、加工、保存あるいは販売するための食品生産事業において使われるすべての水。ただし、当該国の所管当局が、その水の水質が最終食品の健全性に悪影響を与えないと確信している場合は除く。

4. 水道サービスの新たな義務

EU 加盟国は将来、最低限の水供給に十分にアクセスできない社会的グループを特定し、明らかにしなければならない。そして、これらの人々の水へのアクセシビリティを改善しなければならない。さらに、水道事業者による情報提供の義務を明確にすることで、水道サービスの透明性が向上するだろう。

新しい飲料水指令はまた、配水管網の漏水調査と漏水に関する情報伝達についての規定を設けるなどの措置を通じて、水道事業のエネルギー効率を改善することを目的としている。

5. 新しい飲料水指令は本年夏に発効する

欧州委員会は、2018年2月の初めに、飲料水指令の改正を提案した。欧州議会と欧州理事会は、2019年のクリスマス前に、すなわちフィンランドがEU理事会の議長国であったときに、指令の内容について政治的合意に達した。 議会は、本年2月中旬に政治的合意を採択する予定である。この指令は、早くて2020年7月に発効する。その後、EU加盟国は、指令の規定を2年以内に国内法に置き換える必要がある。

(参考) その後の動き

ニュースサイト「Chemical Watch」による 2 月 20 日付けの記事では、「EU 環境委員会が飲料水指令の改正を承認:内分泌かく乱物質とマイクロプラスチックに対処するための新たな措置」と題して次のように報じている。

欧州議会の環境委員会(Envi)は、水質改善を目的とした議会と閣僚理事会との間の暫定協定を承認した。この協定には、化学物質に関するより厳しい規則が含まれている。

2月18日の投票によって、閣僚理事会の機関である環境理事会が、飲料水指令の改正に関する政治的合意を3月5日に支持する道が開かれた。その採択は、6月または7月の欧州議会総会で予定されている。

本指令は、EUの公式ジャーナルに掲載されてから20日後に発効する。

(出典) Chemical Watch. "Envi approves recast EU drinking water Directive agreement: New measures to tackle presence of endocrine disruptors and microplastics." 20 February 2020. https://chemicalwatch.com/94964/envi-approves-recast-eu-drinking-water-directive-agreement

(担当) 調査事業部

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S飯田橋ビル7F (公財)水道技術研究センター ホットニュース担当E-MAIL:jwrchot@jwrc-net.or.jp

 TEL
 03-5805-0264
 FAX
 03-5805-0265

 また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー (第58号以降) は、下記アドレスでご覧になれます。 バックナンバー一覧 http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r1.html

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。 なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。